

タイトル	融資先危機時の預金払戻拒絶
著者	矢吹，徹雄；YABUKI，Tetsuo
引用	北海学園大学法学研究，49(4)：973-1006
発行日	2014-03-30

融資先危機時の預金払戻拒絶

矢 吹 徹 雄

一 初めに

(1) 本稿の目的

本稿は、融資先企業が経営危機となり、債権回収が困難となった時に金融機関が債権回収のため普通預金の払戻を拒絶する行為が、債権不履行または不法行為に該当するか否かを検討するものである。

(2) 普通預金は要求払の預金であり、金融機関としては預金者より預金契約に従った方法で払戻の請求がある場合は払戻に応じなければならない。他方、融資については企業金融では銀行取引約定書を取り交わして取引するのが通常である。多くの銀行の取引約定書には期限の利益当然喪失条項と期限の利益請求喪失条項が含まれている。期限

の利益当然喪失事由としてはおよそ①法的倒産手続の申立があったとき、②手形交換所の取引停止分があったとき、③債務整理につき、裁判所の関与する手続を申し立てたとき、弁護士等へ債務整理を委任したとき、自ら営業の廃止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が生じたとき、④債務者又は保証人の預金、その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたときのいずれか一以上があったときとされている。請求喪失事由としては、①債務者が債権者に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき、②担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき、③取引約定に違反したとき、貸借対照表の提出、営業に関する重大な事実の変更等の報告を怠り、債権者へ提出する財務状況を示す書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき、④債務者の所在が不明となったとき、⑤保証人に期限の利益当然喪失事由又は①～④の事由の一以上が生じたとき、⑥その他①～⑤に準じるような債権保全を必要とする相当の事由があるときに定められている。預金者が預金の払戻請求したときに期限の利益当然喪失事由があれば金融機関は相殺で対抗できるが、預金者がインターネットバンキングやATMで払戻をする場合は相殺の意思表示は困難である。また、金融機関と債務者の間で企業再建、リスケジュール等の話し合いが行われているが、債務者が銀行の再建策等の作成要求に応じないで一部債権者への弁済等が行われる懸念がある場合、金融機関としては期限の利益を喪失させ、相殺することも可能であるがこのような手段に出て企業を倒産に追いやるより何とか経営陣を説得しようとして、取り敢えず預金の払戻を停止することがある。本稿では、この銀行の払戻停止⇨預金拘束行為が判例でどのような法律構成でどのように評価されてきたかを検討し、ついで学説を検討した上で私見を述べることにする。

二 判例の検討

(1) 判例の紹介

〔判例1〕 最高裁昭和五七年二月四日判決・金融法務事情一〇二二号七五頁

X（原告、控訴人、上告人）が被告Y銀行に仕入れ代金の支払として三〇〇万円の融資を申し込み、YはXの口座に振り込んでこれを貸し付けた。ところが、Xの代表者がXの口座から四二〇万円を引き出し、二五〇万円についてY振り出しの小切手とし、一七〇万円は現金のまま所持し、愛人と行方不明となった。そこで、Yは、債権回収のため預金を確保する手段としてXの預金口座の残高をすべて別段預金に振り替えた。このYの行為が違法か争われた事件で、原審の東京高裁昭和五四年五月二九日判決は銀行取引約定書四条の期限の利益喪失事由に該当すること及びXのYに対する一切の債権は通知を要しないで原告に対する一切の債務に充当されても異議がないとする銀行取引約定書第二条に基づき別段預金に振り替えた処置は正当であると判示した。これに対しXが上告したが、最高裁は、原審の事実認定のもとで「本件約定書二条の規定に基づき上告人の当座預金残高を上告人の別段預金口座に振り替えた被告人桐生支店の処置に不当は無く、従って本件小切手の支払に関して被告上告人に債務不履行責任を問うべき余地はない」と判示し、上告を棄却した。

〔判例2〕 東京地裁平成三年二月一八日判決・判例タイムズ七六七号一七四頁

原告Xは自動車部品等の製造販売を業とする会社で昭和五三年五月二三日に被告Y銀行と銀行取引約定を締結し、取引を開始した。Xは、従来M銀行を主要取引銀行としていたが、思うように融資を受けられなかったことからM銀行に負っている債務を弁済し、同行に差し入れている極度額三億円の抵当権をYほか二行に振り替えようと計画し、

Yと話し合い、Xは昭和五九年一月に五〇〇〇万円、同年三月に一億円のインパクトローンをYより受けた。その際、本件インパクトローンの担保として前記根抵当のうち一億五〇〇〇万円をYに譲渡する約束をしたが、Xは弁済期までにこれを行わなかった。XがM銀行に差し入れている根抵当権をYに振り替えるにはM銀行に一億八〇〇〇万円弁済する必要があったが、この弁済計画がずると延ばされ、Yの貸し付けたインパクトローンは弁済期に長期貸付に振り替えられた。Xが、他の銀行から一億一〇〇〇万円を借り入れ、これを昭和五九年一〇月Yに送金し、当座預金に入金した。Yは、これを別段預金口座に振り替えた。この預金の入金は、M銀行への弁済以外には使わないとか運転資金に使うとの明示の合意はなかったが、M銀行への弁済資金であるとの黙示の了解があった。しかるに、Xは昭和五九年一〇月下旬になってこれを運転資金として手形決算に使用しようとした。

昭和五九年一〇月二十四日Yは、Xの全ての預金を拘束預金とした。この時点で、XのYからの借入金は合計四億六七〇〇万円であった。Xが差し入れている担保の評価についてはX・Y間に争いはあるが、裁判所はYが考えていた実質的担保価値を合計三億四〇〇〇万円程度と評価し、かつ定期預金四〇〇〇万円も実質的担保であると評価し、担保不足額を七八〇〇万円程度と判断し、「右認定の各事実には照らせば、原告が被告に対し、M銀行からの根抵当権譲渡による担保提供を約しておきながら、これを遅滞し、右譲渡を行う前提として調達した本件金員（M銀行に対する借入金の弁済資金）を右担保提供実行の手順を明らかにすることなく、安易に運転資金として利用しようとしたことが本件預金拘束のきつかけとなったものである。そして、これについての被告の状況判断にも甘さがみられ、原告の資金繰りを考慮した上での十分な詰め（預金拘束による原告への影響を考えての担保価値の慎重な評価等）、原告に対する十分な協議、説明等を行わないまま突然、本件預金拘束をしたことに問題も残るが、前記の担保不足の状況及び従前からの経緯等を併せ考えると本件預金拘束が直ちに違法であるということとはできない」としてXの請求を棄却した。

〔判例3〕 仙台高裁平成四年九月三〇日判決・判例時報一五〇七号一四〇頁

X（原告、控訴人）はY銀行（被告、被控訴人）と銀行取引をしていた。しかし、Xは経営不振となり大手酒造会社より出向を受け経営の再建を図っていたが、経営実績が伸びないため、出向契約を解除し、債権者から債務の繰り延べを受ける等の方法で経営の再建を図ることとし、大口の債権者に対し債権者集会を通知した。Yには、債権者集会の四日前に通知書を持参したがそれまで新しい事業再建策について相談したり協力を求めたことはなかった。また、通知書を持参した専務は債務の支払が困難になったかのような表現または弁護士にすべてを一任し自分は関知していないかのような表現をした。そこでYは債権者集会の通知書を受領したことを理由に当然に期限の利益を喪失した旨の通知を出した。

債権者集会ではX代理人が提出した再建計画は認められなかった。Xは平成二年六月二七日に預金六〇〇万円の返還を求めたが、Yはこれに応ぜず、七月九日に貸金四一〇万円と預金を対当額で相殺する旨の通知をした。そこで、XがYに対し四一〇万円とこれに対する六月二八日から支払済まで年六分の割合による金員の支払を求め本訴を提起し、第一審が請求を棄却したので控訴した事件である。裁判所は、上記状況は銀行取引約定書五条二項に言う「債権保全を必要とする相当な事由が生じたとき」に該当するといふべきところ、六月二八日の期限の利益を喪失した旨の通知は、期限の利益喪失のための請求と見ることができるから、その通知から相当期間が経過した七月初めにはXは期限の利益を喪失した。七月九日に相殺の意思表示をしているから本件預金四一〇万円は相殺適状になった七月初めを持って相殺により消滅したとして控訴を棄却した。

〔判例4〕 東京地裁平成一九年三月二九日判決・金融法務事情一八一九号四〇頁

破産者K建設会社の破産管財人である原告Xが被告Y銀行に対し、否認権行使により一一億七六五八万円余、預金

払戻請求権四九六五万円余、同じく一億二八八一万円余、違法に期限の利益喪失の請求および預金凍結を行ったとして三〇億円の支払を請求した事件であり、裁判所は一一億七六五八万円余の否認権行使および一億二八八一万円余の預金払戻を認容し、損害賠償請求を棄却した。

K建設とYは銀行取引を行っており、平成一七年一月二一日午前〇時時点でのYのK建設に対する貸付は一五億九五〇〇万円であった。A建築士が構造計算書を改ざんしていた問題で平成一七年一月一九日朝刊各紙がK建設の施工した建物にA建築士が耐震偽装した建物があると報道した。Yは、同日午後〇時四六分から四七分にかけてK建設の普通預金口座および当座預金口座を凍結し、同日夕方K建設に対し、平成一七年一月一九日に新聞に報道された偽造した耐震構造計算書が使用された問題で、設計業者と施工業者にK建設の名が記載されたことにより、今後K建設営業活動に重大な影響を及ぼすことが推測されることから、Yの債権保全を必要とする相当の事由が客観的に認められたとして、銀行取引約定書の趣旨により期限の利益を喪失される旨の通知を発し、このことを同日K建設社長らと面談したときにも伝えた。この通知は、二〇日にK建設に到達した。同日K建設の社長等がYを訪問し、K建設は耐震偽装の被害者であり、同社の受注力をもつてすれば、経営を維持できると説明した。ただ、その際、持参した受注明細表等は新規受注の減少や耐震偽装による注文主からの支払停止を考慮したものでなかった。そのためYは預金開放に応じなかった。ただ、K建設の求めて従業員への給与相当額の預金開放には応じた。二一日午前一〇時半、Yの求めてYにK建設は一一億七六五八万円の弁済のために小切手を持参し、Yはこの小切手を拘束した預金口座で決済し、貸金の弁済に充当した（これが否認権行使の対象となった。）。

その後K建設は手形不渡を出し、自己破産の申立をし、破産した。

裁判所は以上のような事実認定のもとに「以上の事情に照らすと、被告がK建設に対して本件期限の利益喪失の請

求を行った時点で、本件約定書五条二項五号所定の「債権保全を必要とする相当の事由」が具備されていたということができ、被告がK建設の主要な取引銀行であり、K建設が熊本県内最大手の建設会社であることを考慮しても、本件期限の利益喪失の請求は、有効かつ適法であるというべきである。本件約定書五条二項五号についての原告の解釈は独自のものであり、採用することができない。

被告は、本件期限の利益喪失の請求を行った時点でK建設から事情聴取をしていないが、B社長に対する電話連絡を試みており、また、実際に、事情聴取をしたとしても、同月二〇日のK建設の対応からみても、K建設からは、K建設が本件耐震偽装問題の被害者であり、受注力からみて事業の継続が可能であるとの説明がされ、事業の継続が可能であることを裏付ける資料として同日現在のA建築士が構造計算した物件を除いた工事受注明細表等程度のものが提出されるにすぎないと考えられ、上記K建設の説明だけでは、K建設が本件耐震偽装問題に関与しているとの疑いを到底払拭することができないものであり、捜査当局ですら、本件耐震偽装問題にK建設が関与しているのではないかと疑い、慎重な捜査を行い、A建築士が単独で構造計算書を改ざんしたものであると結論付けたのは、捜査開始から七か月も経過した平成一八年六月末であることも考慮すれば、被告にK建設が本件耐震偽装問題に関与しているかをK建設からの事情聴取によって見極めるように要求することは酷であること、上記工事受注明細表等は、K建設の新規受注工事の減少やK建設が施行又設計・施工を行った物件について耐震性に疑問を抱く注文者による代金の支払の留保等を考慮したものではなく、K建設の事業継続を裏付けるものであったということができないことによれば（なお、原告は、本件預金凍結が行われなかった場合、平成一八年二月までは資金繰りがついたなどと主張し、その根拠として甲一六を提出しているが、甲一六は、新規受注工事があることを前提としている上、粉飾決算も反映していないものであることなどに照らして採用することができない）、被告が本件期限の利益喪失の請求を行った時点でK建

設から事情聴取をしていないことは上記結論を左右しない。」と判示し、「前記二で判断したとおり、本件期限の利益喪失の請求は適法であり、前記二で検討した事情によれば、本件預金凍結も適法であったといえることができるから、その余の点について判断するまでもなく、原告の争点五についての主張は採用することができない。

したがって、原告の被告に対する、不法行為による損害賠償請求権に基づく三〇億円及びこれに対する遅延損害金の支払請求は理由がない。」として、Xの不法行為に基づく損害賠償請求を棄却した。

〔判例5〕東京地裁平成二〇年八月一日判決…金融法務事情一八七五号八一頁

原告Xは、被告Yに普通預金口座を開設し、四五三万二四三〇円の預金を有するとともに、銀行取引約定を締結し二〇〇〇万円を借入れ、約定通り分割弁済をしていた。原告の平成二〇年一月一日現在の資産合計は二億二七四五万一九八八円で、このうち一億二五三万二〇〇〇円がA社に対する債権であり、負債総額は一億九五九七万一千五百七十七円であった。Xの商号にはA社の商号が含まれ、XとA社の本店所在地は同じで、Xの経理をA社の経理担当者が兼任していた。A社が平成二〇年一月一日民事再生手続の開始を申立てた。また、XY間の銀行取引約定書には、債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは請求により期限の利益を喪失させることができる旨の定めがある。

Yは、一月一日に本件口座にかかる預金を凍結し、その払戻を拒絶して、その後に貸金と相殺した。そこで、XはYに対し預金と同額の損害賠償を請求して本訴を提起した。

本訴で争点となったのは、平成二〇年一月一日に期限の利益喪失事由があったか、被告が期限の利益喪失の請求をしたかであるが、裁判所（判例2の裁判長の単独事件）は、「平成二〇年一月一日の時点で、A社の再生手続開始の申立により、原告のA社に対する債権の回収が不能となり、原告が債務超過に陥るおそれが相当あり、しかも、原告の商号には、A社の商号が使用され、原告の経理業務をA社の経理担当者が兼任して行っていたし、原告とA社の

本店所在地が同じであったのであるから、原告の取引先にとって原告がA社と強い関連会社であると判断して原告との取引を差し控えることが容易に想定されるのであるから、被告が原告が連鎖倒産するおそれがあると判断するのは相当であり、本件貸付契約四条二項五号所定の「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」が具備されたものというべきであり、被告は、期限の利益の喪失の請求をすることができたというべきである。したがって、仮に、被告が原告に対して本件貸付債権につき、期限の利益の喪失の請求をしていないにもかかわらず、本件口座に係る預金を凍結してその払戻を拒絶したとしても、その後、被告は、原告に対し、本件貸付債権につき期限の利益の喪失の請求をし、本件貸付債権を自働債権、本件口座に係る預金債権を受働債権として対当額で相殺するとの意思表示をしたのであり、これらの行為はいずれも有効であるから、被告に本件口座に係る預金債権相当額の損害が生じたということができないことは明らかである。のみならず、原告がした上記期限の利益の喪失の請求及び相殺の意思表示が無効であった場合、原告は、本件口座に係る預金債権を失っていないのであるから、いずれにしても、原告に上記預金債権相当額の損害が生じたということができないことは明らかである（なお、当裁判所は、原告に対して損害の主張について訴状段階で確認したものである。）」と判示し、Xの請求を棄却した。

〔判例6〕東京高裁平成二二年四月二三日判決・金融法務事情一八七五号七六頁

〔判例5〕の控訴審であり、原審と比べ、事実認定が詳細になっている。特に一月一〇日にY（被控訴人、被告）の次長がX（控訴人、原告）の部長と面談し、A社の民事再生申立によりXについて債権保全の必要性が生じ、期限の利益喪失事由に該当し、そのため本件払戻拒絶措置を取ることにし、Xから追加担保の提供等の提案がない限り上記措置を解除することができないと伝えたのに対し、Xの部長が事業の継続の見通し及び担保提供について具体的な説明提案ができず、その後も具体的な提案がなかったことを認定し、裁判所は「以上によれば、同月一〇日以降、控訴

人については、大口かつ重要な取引先であつて事実上極めて密接な関係があるA社が上記申立てをしたことにより、控訴人のA社に対する貸付金債権の大部分が回収不能となる可能性が高くなり、そのため、控訴人は、実質上の債務超過に陥り、また、今後の事業の継続が困難になったものであり、これに加えて、控訴人は、本件貸付債権について追加担保を提供することができなかったものであるから、控訴人について本件貸付契約第四条二項五号にいう債権保全を必要とする相当の事由が生じたものというべきである。

そうすると、被控訴人は、控訴人に対し、同月一〇日時点において本件貸付契約第四条二項に基づく請求をすることができたものであるが、前記のとおり、この時点においては請求喪失事由に該当することを告げるとともに本件払戻拒絶措置を取るに止め、その後、同年二月一日到達の本件通知書の送付に至ったものであるところ、このような被控訴人の対応は、預金債権を上回る貸付金債務を負う控訴人に対し、被控訴人からの相殺による債権債務の決済の余地を残しつつ、具体的な事業計画等の提示や追加担保の提供等の請求喪失事由を解消する措置を取るための猶予期間を与えたものといふことができる。

そして、前記認定のとおり、控訴人は、上記の請求喪失事由を解消する措置を取ることができず、その結果、被控訴人は、同年二月一日到達の本件通知書による請求により本件貸付契約に基づく控訴人の債務について期限の利益を喪失させた上、同月七日付け相殺通知書により本件貸付契約に基づく残債権の一部を自働債権とし、本件口座の預金残高等を受働債権として対等額で相殺の意思表示をするに至ったものであり、以上のような被控訴人による期限の利益喪失の請求、相殺等の措置に至る経緯に照らせば、本件払戻拒絶措置は、上記期間内において銀行が取った合理的な措置であるといふことができ、これを目して違法なものといふことはできず、控訴人の前記主張は理由がない。」と判示し、Xの控訴を棄却した。

〔判例7〕 岡山地裁平成二二年七月三一日判決・金融・商事判例一三九三号六二頁

原告Xは内外装補修工事を請負う会社であり、被告Y銀行に普通預金口座を有するとともに、平成一六年二月一七日三〇〇万円、平成一七年八月一二日五〇〇万円、平成一八年九月一五日二〇〇万円を借入、いずれもXの代表者らが連帯保証するとともに、保証協会が保証した。平成一九年五月三十一日の経過で五〇〇万円口の三回の割賦弁済金が滞納となった。そこで、平成一九年七月九日YはXの預金を凍結し、一七日にそれを解除した（第一回凍結）が預金残額は〇円であった。また、保証人の預金も凍結し、二〇日に解除した。

Xは平成一九年七月二日以降も五〇〇万円口について支払を怠り、Yは一月二七日付書面で二月一〇日に期限の利益を喪失させる旨通知し、二月一〇日にXは期限の利益を失い、YはX及び保証人の口座を凍結し（第二回目の口座凍結）平成二〇年二月二五日に相殺した。

裁判所は「金融機関が払戻を拒むため、口座を凍結し、預金を拘束したときは、正当な理由がない限り違法であるというべきである」とした上で、「被告が主張する合意があったという正当理由について、被告と保証協会の保証契約書上、預金拘束をすることが予定されているとはいえないし、保証協会と原告の保証委託契約でも合意が成立していると認められるかについて疑問が残る」とした。その上で、Yの第一回目の口座凍結が違法だとしても、その期間は短期間で預金額も〇円だから慰謝させるほどの精神的苦痛はないとして、Xの不法行為に基づく損害賠償（慰謝料）請求を棄却した。二回目の口座凍結については、「口座凍結時には第一回目の口座凍結と異なつて原告は期限の利益を喪失しており、債権保全を必要とする事態が生じていると認められるが、そのような事態が生じているからといって、被告は、債権保全のため法的根拠又は合意に基づかない措置を含め、どのような措置も取り得るというものではなく、被告による口座凍結について、債権保全を必要とする事態が生じていることを理由として直ちに正当化できるもので

はない。

しかしながら、原告の損害の発生について、第二回目の口座凍結後、被告による相殺が実行されていることからして、同口座凍結行為は被告による相殺の準備目的も含んでいたものと認められる。このように口座凍結行為が期限の利益喪失後に相殺の準備目的も含めて行われる場合には、口座凍結時の預金債権はもちろんのこと、口座凍結後に発生した預金債権も発生時点で、被告による相殺の対象となり得ることが確定するのであるから、それらの預金債権を拘束しても原告に財産的損害が生じたとみることはできない。それにもかかわらず、金銭の支払をもって慰謝させるほどの精神的苦痛を原告に与えたと認めることのできる確な証拠は存在しないから、仮に被告の口座凍結行為が違法であるとしても、結局のところ被告又は被告の従業員による不法行為が成立するとはいえない。

連帯保証人らに対する口座凍結行為が違法であるかは本件証拠上、定かでないが、仮にそれが違法であるとしても、直接損害を受けるのは個々の連帯保証人であり、被告の口座凍結行為によって、連帯保証人らから主債務者である原告が苦情を受けたり、連帯保証人らから信用を失うこと等による精神的損害は、被告の口座凍結行為との間で相当因果関係のある損害ということとはできない。したがって、連帯保証人らの普通預金口座を凍結したことについて被告又は被告の従業員による不法行為が成立するとはいえない。」と判示し、Xの請求を棄却した。

〔判例8〕 松山地裁平成二二年一月一三日判決・金融法務事情一九四二号一六八頁

破産者は、マンションを建築し販売する等の事業を営む会社であった。破産者が分譲マンションを建築・販売するにあたり被告Y銀行は平成一八年一月一六日から四月二七日にかけて合計三億六九〇〇万円を破産者に貸し付けた。この内一億八九五万円が敷地の取得代金で、その余が建築工事資金、諸費用であった。破産者、請負会社、Yは、平成一八年一月一六日、分譲マンションの売買代金を他の事業に使用することなく優先して、融資金額に満つるまで

Yに弁済し、その後、工事請負代金相当額まで請負会社に支払う合意をし、覚書を取り交わした。しかし、マンション建設工事が遅れたことから破産者は平成一八年六月二八日Yに理由書を提出し、その中で請負会社に着手金六〇〇〇万円、平成一八年四月に八五〇〇万円を支払ったと記載したが、実際は破産者が請負会社に支払った代金は、本件工事の代金でなく他の工事の代金であったことが判明した。そこでYは平成一八年七月一四日資金が流用されたことを理由に、破産者の預金を拘束し、破産者代表者に本件マンションの建設売却をやめ敷地を売却し、弁済するとともに他の不動産への抵当権設定を求めた。破産者は、敷地を売却し、土地代金の融資分を弁済し、預金拘束に同意した。他方、破産者は平成一八年八月一八日頃から破産申立の準備を始め、同年一〇月二四日破産申立をし、原告Xが破産管財人に選任された。Xは、Yの預金拘束は債務不履行又は不法行為にあたるとして、根抵当権設定手続費用、無効な抵当権の競売により配当期日において二五七万一二七六円の手続費用相当額の損害を受けたとして損害賠償請求を、さらに預金と貸金の相殺は権利濫用であるとして預金の払戻請求をしたのが本訴である。

裁判所は「銀行が、分譲マンション開発事業に関し、土地購入資金及び建物建築資金を融資する場合、土地購入資金については、土地に担保を設定して貸付けをするが、建物建築資金や諸費用については、貸付時点では建物が完成していないため、建物について物的担保を設定することはできず、土地に担保権を設定することができないが、分譲マンションは、建物完成前から分譲されていくのが通常であり、完成前に代金の一部が分譲業者に支払われ、これにより、弁済がされることが多い。したがって、建物建築資金や諸費用に係る貸付けについては、分譲業者に入金される売買代金を実質的に担保として貸付けがなされることになること、そのために、銀行としては、分譲マンションの建物建築資金として貸し付けた金銭につき、その目的どおりに使用させることを約束させ、分譲マンション開発事業の進行状況をチェックし、分譲マンションの売買代金は、自行の預金口座へ入金を求めることとなっていることが認

められる。

本件マンションに係る貸付けについても、証拠（《略》）によれば、被告銀行は、当初から建物部分が評価対象とならない保全不足の状態で貸付けをしたのであり、保全不足、自己資金不足については、分譲マンションの売買代金につき、ゼネコンに対する優先弁済条件で保全をする意向であり、実際、その目的で、破産会社及び請負会社との間で、優先弁済を受ける旨の合意をし、請負会社をして、破産会社からの請負代金の未払があつても建物引渡しに応じる旨約させていたことが認められる。そして、上記認定事実、証拠（《略》）及び弁論の全趣旨によれば、破産会社は、他行からも五億八〇〇〇万円の運転資金を借り入れていることや、平成一七年八月時点の破産会社の全預金のうち、被告銀行の占める割合は二位にとどまり、当座預金口座も開設されていないことに照らすと、取引の開始こそ平成一年にさかのぼるものの、平成一八年当時、被告銀行が破産会社のメインバンクであつたといふことはできない。したがって、本件マンションに係る貸付金は、その性質上他の用途に費消されることは許されるものではなく、その額も一億四五〇〇万円であつて、被告銀行は、銀行取引基本契約に基づき、取引約定違反を理由として、債権保全のために相殺等の処置をとることも可能であつたといえるところ、被告銀行は、これによらずに債権保全の措置として平成一八年七月一四日付け預金拘束をしたのであるから、これ自体が不合理であるといえず、銀行取引約定に基づき適法である。

被告銀行は、上記認定事実によれば、平成一八年七月一四日付け預金拘束の解除の条件として、本件マンションの建築計画の中止と本件マンションの敷地の売却及び売却代金による弁済に加えて、本件根抵当権一の設定を要求したものであるところ、証拠（《略》）によれば、本件マンションの敷地の売却代金により、債権回収を図つても、なお、本件マンションに係る貸付けについては四九〇〇万円の、その余の証書貸付については一億四三七万円の貸付残高

があったことが認められる。破産会社側の不信行為を契機に追加担保を求めることそれ事態は、銀行取引約定に基づき適法であるというほかない。また、本件根抵当権一の設定当時、破産会社は、支払不能の状態になく、他の新規着工等の更なる事業を予定しており、被告銀行において、本件根抵当権一の設定により、破産会社の事業継続へ重大な影響を与えるとの認識もなかったというべきであって、本件根抵当権一の設定が、被告銀行の権利の濫用に当たるということもできない。」と判示し、Xの請求を棄却した。

〔判例9〕広島高裁岡山支部平成二年三月二十六日判決…金融商事判例一三九三号六〇頁

〔判例7〕の控訴審である。裁判所は原審と同じく、「被控訴人が本件協会に対して負っているのは協議義務に止まり、債務者及び連帯保証人の預金口座を凍結すべき義務まで負っているわけではないから、上記協議義務が第一回目の口座凍結を直ちに正当化するものとは認め難く、他にこれを正当化し得る事由を認めるに足りる証拠もないから、結局、第一回目の口座凍結は正当事由を欠くといわざるを得ない。」と判示した上で、「それにもかかわらず、被控訴人は、前記第二の二（7）のとおり、第一回目の口座凍結の際、被凍結口座の名義人らに対して、本件協会から代位弁済を受けるために預金口座を凍結した旨を通知しており、同通知内容は、銀行である被控訴人が、控訴人が経済的に破綻したと判断し、本件各貸付債権の回収措置を取る方針であることを意味するものであるから、いまだ控訴人が期限の利益を失っていない時点において、上記内容を控訴人の連帯保証人ら（但し、控訴人代表者を除く。）に対して告げることは、控訴人の信用を毀損するものといわざるを得ず、これを正当化する事由を認めるに足りる証拠は見当たらない。なお、このことは、第一回目の口座凍結の時点において、控訴人が本件各貸付の各分割返済金の支払を遅滞し（乙七）、被控訴人が請求すれば直ちに期限の利益を失う（本件各貸付契約書〔乙一の一ないし三〕五条二（1）状態にあったこと）によって左右されるものではない。したがって、第一回目の口座凍結及び被凍結口座の名義人ら（但

し、控訴人及び控訴人代表者を除く。）に対する上記通知は、控訴人の信用を毀損する不法行為を構成するといふべきである。」と判示し、原判決を変更し、三〇万円の慰藉料請求を認めた。

第二回目の口座凍結については、「口座凍結の時点では、控訴人は期限の利益を失い、被控訴人はいつでも相殺することができ、相殺適状にあり（本件各貸付契約六条〔乙一の一ないし三〕）、また、その後、前記第二の二（11）のとおりに相殺が行われた（その効力は相殺適状発生時に遡る〔民法五〇六条二項〕）。ことからすれば、第二回目の口座凍結を違法なものといふことはできない（同口座凍結により凍結された預金口座のうち本件各貸付との相殺に供されなかった預金口座及び凍結解除となった預金口座についても同様である。）」と判示した。

〔判例10〕 高松高裁平成二二年九月二八日判決・金融法務事情一九四一号一五八頁

〔判例8〕の控訴審である。控訴審裁判所は、「被控訴人銀行の破産会社に対するマンション建築工事に係る貸付金は、本来他の用途に費消されることは許されない上、流用された金額は一億四五〇〇万円と多額である上、マンション建築工事に係るマンションの建設用資金として、他に流用されたものでは貸金の担保となるべきマンションの建設自体ができないのであるから被控訴人銀行としては、銀行取引基本契約に基づき、取引約定違反を理として相殺等の処置をとることも可能であった状況下に、これに代わる債権保全の措置として本件預金拘束をしたのであるから、それ自体は、銀行取引約定に基づき適法であるといわざるを得ない。」と判示して控訴を棄却した。

なお、破産管財人Xは上告および上告受理の申立をしているが平成二三年七月五日上告不受理となっている。

〔判例11〕 岡山地裁平成二三年四月二七日判決・金融商事判例一三九三号五八頁

〔判例7〕と同じ事実関係で連帯保証人らが、口座凍結により精神的苦痛を受けたとして、被告銀行に損害賠償を求めた事件である。

裁判所は、「1 普通預金等のように、顧客から適式な払戻請求があった場合、金融機関がその請求に従って支払義務を負っているものについては、その払戻請求を拒絶すれば、正当事由のない以上、履行遅滞となり、場合によっては不法行為が成立する可能性がある。そして、金融機関が、顧客からの払戻しを拒むため、口座を凍結した場合も、正当事由がない限り、違法であるというべきである。2 金融機関は、期限の利益の喪失請求をし、相殺の意思表示をした上で、初めて払戻を拒めるのであって、それをしていない段階で預金を凍結することにつき、正当事由があるとは認められず、正当事由があると認められるためには、預金凍結の法律的な根拠が明らかでなく、銀行内部の一方的な手続で行われるのに対し、預金者に与える影響が一般的に大きいこと等を考慮すると、金融機関において、債権保全を必要とする相当の事由が生じ、かつそれまでの経緯をふまえ、その時点で、口座を凍結する具体的必要性がある場合でなければならぬと解するのが相当である。」と判示し、被告の口座凍結は違法であるとした上で、「他方、本件凍結は、甲野口座及び乙山口座にかかる原告らの被告に対する預金債権を直ちに侵害するものではなく、原告らの損害は、被告に払戻請求をしたにもかかわらず、払戻しを拒否された場合に、受け取れるはずの金員が受け取れないことよって発生し、その場合には、被告が、債務不履行責任として、法定利率あるいは約定利率に従って賠償することになり、かつ基本的にはそれで損害の填補としては足りるのであり、それ以外に、被告が、原告らに対して不法行為責任を負う場合というのは、口座凍結それ自体によつて、原告らが損害を被ることを、被告が知りまたは知り得べきであるにもかかわらず、客観的にみても明らかに不当な口座凍結を行った場合に限られると解するのが相当である。

この点、上記認定判断のとおり、本件凍結の時点において、原告らに債権の保全を必要とする相当の事由があったと認めることができる上、本件凍結の期間も、乙山については四日間と短く、甲野についても一七日間と長いとは言

えないこと等を考慮すると、本件凍結が客観的にみても明らかに不当とは認められず、他にそれを認めるに足りる証拠はないので、本件凍結が、不法行為を構成するとは認められない。」と判示し、原告の請求を棄却した。

〔判例12〕 広島高裁岡山支部平成二三年一〇月二七日判決・金融商事判例一三九三号五四頁

〔判例11〕 の控訴審である。

①平成一九年七月四日当時、「判例7」の三〇〇万円口、平成一八年四月一〇日貸付の一〇〇万円口につき会社が二か月分、「判例7」の五〇〇万円口について四か月分、同二〇〇万円口について三か月連続して滞納し、被控訴人Yの請求でいつでも期限の利益を喪失し直ちに支払わなければならない状況であったこと、②控訴人甲野と被控訴人Yの準消費貸借につき甲野が滞納し、Yの期限の利益喪失の通知により期限の利益を喪失し、直ちに支払わなければならない状況にあったこと、③口座凍結時の甲野の預金残が六八二円であったこと、④口座凍結が七月四日から二〇日までの一六日間であることを認定した上で、「甲野口座凍結解除までの間に被控訴人と控訴人甲野及び会社が弁済条件について協議していたことからすると、被控訴人は同月四日時点で直ちに期限の利益を喪失する旨の意思表示及び相殺の意思表示をすることができたにもかかわらず、これをせず、控訴人甲野ないし会社に弁済するための措置を講ずるための時間的余裕を与えたということができ、甲野口座の凍結が違法であると直ちに言うことはできない。

控訴人乙山についても前記①及び乙山口座凍結解除までの間に会社と被控訴人の間で弁済条件について協議がなされていたことからすると、被控訴人は同月九日時点で直ちに期限の利益を喪失する旨の意思表示及び相殺の意思表示をすることができたにもかかわらず、これをせずに会社に弁済するための措置を講ずるための時間的余裕を与えたと言うことができ、乙山口座の凍結が違法であると直ちに言うことはできない。」として、控訴を棄却した。

〔判例13〕 甲府地裁平成二三年一月八日判決・金融商事判例一三九四号五四頁

原告X銀行が被告Y1らに対し、手形貸付金の返済を求めたのに対し、Y1がXの口座凍結が債務不履行及び不法行為に該当するとして従業員に支払った退職金相当額、輸入代理業をできなくなったことによる得べかりし利益を損害賠償として請求し、被告取締役Y2が役員報酬及び退職金の支払を受けられなくなった損害賠償並びに被告Y3が取締役として就任できなかったことによる慰籍料を請求した事件である。

Xは、Y1の取引先からの特定の売掛金及び販売代金の入金をもって、各手形貸付の返済に充てる旨の受注見合の合意の下に五口の手形貸付をしていた。しかし、Y1は二口の手形貸付金の見合となっている取引先からの入金を返済に充てることなく運転資金に流用した。平成二〇年七月にJとY1がXを訪問し、JがY1を支援することを検討する旨伝えたが、同年八月にY1が提出したJ査定にかかる平成一八年、一九年の貸借対照表及び損益計算書、平成二〇年の試算表によって、Xは、Y1が赤字となっていることを知った。Xは、再建計画書に平成二〇年度の予定貸借対照表、損益計算書を盛り込み、資金計画を提出し、役員借入金 of 放棄を明確にするよう求めたが、Y1はこれを提出しなかった。また、担保不足の状況にあり、XはY1に追加担保の提供を求めたが、Y1はこれを提供せず、Jも支援を中止することとした。その後、Y1は手形貸付金四口の弁済期の延期を求めてきた。Xは、被告会社に再建計画の内容を精査して今後の対応を決めることを通知し、かつ入金のある見合金を弁済に充当するよう求めたが、Y1はこれを運転資金に流用した。九月二二日に見合金の入金があったのでXはY1に対し九月三〇日期限の二〇〇〇万円の手形貸付金の弁済に充当するよう求めたが、Y1は、従業員の給与等に使用したいと述べたので、Xは本件口座を凍結し、その旨提案した。

Xはさらに、見合金分を他の口座に移し、口座を開放する方法を提案したが、Y1はこれに応じなかった。Xは二月二四日付書面で二八日に期限の利益を喪失させる旨の通知をした。

裁判所は、①担保不足であること、②Xが複数回追加担保の提供を求めたことは合理的行動であること、③Y1は不実な説明をするだけで担保を提供しなかったこと、④Y1は債務超過でないよう装い、Xは八月一四日にY1からJの査定にかかる計算書等を示され、平成一八年からY1が債務超過にあることを初めて知ったこと、⑤Y1は再建計画書を提出しないだけでなく、九月二二日に見合金を給与等に充てたいとXに要請するなど返済に向けた積極的姿勢を示さなかったから、同日の時点において、XにはY1に対する債権を保全する必要があると認め、そのため緊急やむを得ない措置としてY1の普通預金口座を凍結する必要があったと認定し、「原告において債権を保全するための緊急性があったこと及び本件口座凍結後も被告会社に本件口座凍結の理由を説明して各手形を返済するよう交渉していたことなどに照らすと、本件口座凍結の直前ないし直後に期限の利益喪失の通知がなされていないことをもって本件口座凍結の相当性が否定されない」として、Xの請求を認容し、Yらの請求を棄却した。

〔判例14〕東京高裁平成二四年四月二六日判決・金融商事判例一四〇八号四六頁

〔判例13〕の控訴審判決である。裁判所は、「控訴人Y1は、平成二〇年九月一〇日までに返済するよう求められた五〇〇〇万円を支払わず、同月一七日までに提出するとされていた再建計画書も提出せず、同月二二日、手形貸付六四四四九の返済原資であるAからの入金を従業員の給料等に充てたいと被控訴人に要請して返済に向けた積極的姿勢を示さなかったのであるから、同日の時点において、控訴人Y1は、債務超過に陥っており、かつ、被控訴人に対する貸金債務を返済できなくなることを懸念させる客観的・合理的な事情があったものと認められ、この事情は、平成一七年五月三一日に被控訴人が控訴人Y1と締結した銀行取引約定五条二項の期限の利益喪失事由のうち五号の「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」に該当すると認められる。このように約定に係る期限の利益喪失事由が発生している場合、被控訴人にとっては、いつでも期限の利益を喪失させたいと相殺することができるので、最終

的な債権保全の手段を残しつつ、預金の払戻しの拒絶にとどめておくことによって、控訴人Y1の破綻を回避しながらその信用状況が好転して任意の返済を受けることを期待することができ、他方、控訴人Y1にとつても、被控訴人が任意に相殺適上とすることができるので預金の払戻しを受けることは事実上できないのであるから、期限の利益喪失のうち直ちに相殺されるよりは、預金の拘束にとどまった方が具体的事業計画の提示や追加担保の提供等によって期限の利益喪失を回避する措置を採る余地も残されることから、直ちに相殺される場合に比して不利益が大きいものではない。もっとも、このような取扱いは、控訴人Y1の普通預金の払戻しを受ける権利を奪うことにはなるが、双務契約において相手方に債務を履行できないことを懸念するに足る合理的な理由があり、その信用不安が解消されない場合には、信義則及び公平の原則から先履行義務を拒否したり、他の適切な措置を求めたりすることができると考えられるところ、預金の貸付債権に対する担保機能及び優先弁済機能にかんがみ、かつ、期限の利益を喪失して相殺されるよりも預金の払戻しの停止にとどまる方が債務者にとつては事実上有利であることなどの事情を考慮すると、貸付債務の履行ができないことを懸念するに足る合理的な理由がある場合には、前記双務契約の場合と同様に信義則又は公平の原則から預金の払戻しを拒絶することができる」と解するのが相当である」として控訴を棄却した。

(2) 判例の検討

二〇〇九年になされた〔判例6〕までの事件では、債権保全を必要とするか否かが判断のポイントとなり、期限の利益喪失事由に該当する事実がある場合、預金払戻拒絶は適法であるとされ、〔判例1〕から〔判例6〕ではいずれも適法とされた。伊藤二〇〇八年が公表された後になされた〔判例7〕と〔判例11〕が口座凍結を違法とした。〔判例7〕は「口座を凍結し、預金債権を拘束したときは、正当な理由がない限り違法である」とし、預金者が貸金について期限の利益を喪失しており、債権保全を必要とする事態が生じていても債権保全のため法的根拠又は合意に基づかない

措置を含め、どのような措置も取り得るものではないとして預金払戻拒絶を違法とした。しかし、この判決は、口座凍結行為は銀行による相殺の準備目的も含んでおり、この目的で行われる場合には、「口座凍結時の預金債権はもちろんのこと、口座凍結後に発生した預金債権も発生時点で、被告による相殺の対象となり得ることが確定するのであるから、それらの預金債権を拘束しても原告に財産的損害が生じるとみることはできない」とし、そのような場合に、金銭の支払をもって慰謝させるほどの精神的苦痛を原告に与えたと認めることはできないとして、不法行為による損害賠償を否定した。確かに行為の違法性と損害は区別して判断すべきであるが、金融機関が行う預金払戻拒絶は一般的には相殺準備のためであり、定型的に損害をもたらさない行為となる。そのような行為を違法と評価する必要があるかについて疑問を感じざる得ない。

〔判例11〕は、「金融機関は、期限の利益の喪失請求をし、相殺の意思表示をした上で、初めて払戻しを拒めるのであって」それ以前の段階で預金凍結することに正当事由があるとは認められず、正当事由があると認められるためには「口座を凍結する具体的必要性がある場合でなければならぬ」とし、本件では具体的必要性があったと認めることはできず違法であるとした。そうして債務不履行の場合は、遅延損害金を賠償するだけでよく、不法行為となるためには「口座凍結それ自体によって、原告らが損害を被ることを、被告が知りまたは知り得べきであるにもかかわらず、客観的にみても明らかに不当な口座凍結を行った場合に限られる」として、本件では不法行為に基づく損害賠償請求は成立しないとした。〔判例11〕は、口座凍結をする具体的必要性があれば違法でないとするが、何をもって必要性ありとするか明確ではない。また、債務を履行しないことが債務不履行にとどまる場合と不法行為となる場合を区別し、不法行為の要件を①口座凍結それ自体によって原告らが損害を被ることを被告が知りまたは知り得べきことと②明らかに不当な口座凍結をあげているが、これで充分かが検討されなければならない。ただ、〔判例7〕も〔判例

11」も結果として損害賠償は認めなかった。これらの判決に対し、「判例8」および「判例10」は、銀行取引約定違反により相殺できる状況下で「相殺に代わる債権保全の措置として本件預金拘束をしたのであるから、それ自体は銀行取引約定に基づき適法である」（判例10）と判示し、銀行取引約定との関連に言及している。「判例13」は、期限の利益喪失事由に該当する事実を認定した上で、債務超過、再建計画書の未提出、返済に向けた積極姿勢を示さなかったことから、債権を保全する必要性が客観的に存在し、そのための緊急やむを得ない措置として、違法でないとし、その控訴審の（判例14）は、双務契約に不安の抗弁があること、預金の貸付債権に対する担保機能及び優先弁済機能が認められること、相殺されるより預金払戻の停止にとどまる方が債務者に有利であることから「貸付債務の履行ができないことを懸念するに足る合理的な理由がある場合には、前記双務契約の場合と同様に、信義則又は公平の原則から預金の払戻しを拒絶することができる」と理由付けている。

以上のとおり、公刊された判例で、預金払戻拒絶を理由として損害賠償を認められた事案はない。「判例7」と「判例11」は、期限の利益喪失を否定しているが、他の事案では少なくとも期限の利益請求喪失事由に該当していることを認定しており、貸金について期限の利益請求喪失事由がある場合、請求喪失前でも預金払戻拒絶の事実に基づく損害賠償を認めないのが下級審判決であると言える。その実質的根拠は、そのような場合、期限利益を喪失させられ、相殺されるより、預金払戻拒絶の方が債務者に有利であることにある。則ち、その時点で現実に預金を利用できない、資金を入手できない点では同じであるが、期限の利益請求喪失の場合、全ての債務について期限の利益を失い、相殺により確定的に債権債務が消滅するのに対し、預金払戻拒絶にとどまると債務のリスクスケジュール等の話し合いにより、預金を利用し、債務者が再建できる余地があるからである。しかし、法律的な根拠付けについては、違法であるが損害がないとするものから、信義則上違法とはいえないとするものまで様々である。

三 学説

融資先の危機状況に置ける預金払戻拒絶が適法とされる実質的根拠としては、(1)危機状況において期限の利益喪失・相殺の通知がなされるより預金払戻拒絶・再建計画についての話し合いの方が被告にとって有利である(2)預金払戻拒絶・再建計画についての話し合いが違法だとすると期限の利益喪失・相殺を選択するしなくなるが、期限の利益喪失・相殺を選択された場合と預金払戻拒絶・再建計画について話し合いとなった場合で預金を使えないという結果に差異がないことにある。(1)や(2)が実質的理由であるとする債務者も本来、預金払戻拒絶ではなく相殺にすべきであったと争わないはずである。これを争っているのは、債務者は期限の利益喪失事由がないと考えるからで、本当の争いは、預金払戻拒絶か相殺かではなく、期限の利益喪失事由に該当するか否かであると言える(管財人が当事者となる場合はもっぱら破産財団の増殖にある)。

しかし、期限の利益喪失・相殺と実質的に同じものとして預金払戻拒絶を正当化するためには、それなりの法的説明が必要である。

この点について伊東二〇〇八年は〔判例4〕を受けそれまでの判例等を検討し、第一に預金拘束の適法性の根拠が相殺適状の発生に求められていることから、債務者の債務が請求喪失により期限の利益を失う状況にあるときは、請求により期限の利益が喪失されていなければ、預金拘束は正当化できないし、相殺適状にあることから預金拘束を正当化することはできないとする。また、払戻充当の規定からも払戻拒絶を正当化することはできないとした(一五から一七頁)。

この伊東二〇〇八年の指摘を受けて、学説は預金払戻拒絶の正当化根拠を具体的に検討するようになった。

亀井二〇一〇年は、期限の利益喪失後相殺の意思表示前に預金の払い戻し請求があった場合、銀行はその場で相殺の意思表示をして弁済を拒むことができるし、相殺の意思表示をしないで支払を拒んでも、その時点では相殺適状にあり、後日、相殺の意思表示をすると相殺適状になった時点で遡って債務が消滅するから債務不履行は生じないこととなる。期限の利益喪失事由が生じているが期限の利益を喪失させる前に払い戻し請求があった場合は、「銀行が期限の利益喪失、相殺の意思表示をするとその限度で預金債務は消滅する。この意思表示は何らかの条件等にかかるものでなく取引先がそれを防止することもできない。当該預金債務は銀行の一方的な意思表示のみによって直ちに消滅するものであるから銀行がこの権利を留保し、その間、預金の払い戻しを拒絶することを違法とする理由はないように思われる」(三八頁)とする。

渡辺二〇〇九年は、期限の利益喪失後は、相殺適状は相殺を行うための要件であるだけでなく、弁済を拒んでも債務不履行責任を免れる状態ととらえるべきであるとする。期限の利益を喪失させていない場合は不安の抗弁権のようなものであろうかとする。

本多二〇一〇年は「双務契約における問題ではなく、「不安の抗弁権」が適用される場合ではないが、貸付債権と預金債権との各履行関係について、事実として優先弁済機能、担保的機能が存在することに照らし、不安の抗弁が認められる場合と同じく、不安の抗弁の基礎となる信義則、公平の観点から、預金払戻拒絶措置について同様に考えられるのではないか」(三九頁)として、債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、銀行において信用状態の好転を待つという選択の余地を残すため、期限の利益を喪失させる必要までではなく、不安の抗弁により預金を凍結できるとする。

岩崎・戸田二〇一三年は、「預金者と金融機関の関係は、抗弁が本来予定している継続的な双務契約の関係とは異な

り、単に継続的な取引関係の中で当該預金を事実上の担保として期待している関係にとどまるため、「債権の保全を必要とする相当の事由」が発生した場合に払戻し拒絶措置が許される根拠として不安の抗弁を持ち出すことは、不安の抗弁の概念の希釈化のおそれがある。したがって、単に信義則を根拠とすればよいと考えられる」(七五頁)として信義則説を主張する。

潮見二〇一〇年は「金融機関とその顧客が預金契約を締結するときは、その基礎には銀行取引約定が置かれている」(二六頁)「銀行取引約定を組み入れたものとして普通預金契約が締結されている。したがって、普通預金契約の当事者間には、返還時期を任意の時期とする金銭消費寄託契約としての性質に由来する規範とともに、銀行取引約定に定められた規範が妥当する。後者にあつては、債権を保全する相当の事由に該当する事態が生じたときは、金融機関が顧客に対して有する債権を回収するための担保を自らに対する債権の上に求めることを期待することが許される」(二六頁)「預金拘束が期限の利益喪失請求と目的面で一体をなすものとしてとらえられるのであれば、いかに普通預金であり要求払いの性質を持つものであったとしても」(二六頁)「銀行取引約定の元で契約上保証された金融機関の債権保全・回収の利益との関係で制約を受けると解することに支障はない」(二六頁)とし、普通預金契約も銀行取引約定を基礎としているとして、債権保全のための支払停止を正当化する。

印藤二〇一三年は「期限の利益請求喪失事由がある場合の口座凍結は、いわば当該事由を定める銀行取引約定の勿論解釈によって正当化されると言えないだろうか」(五頁)「そうであれば少なくとも、期限の利益喪失請求事由である「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」には口座凍結が正当化できると明瞭に示すことができるように思われる」(五頁)とする。

安東二〇一三年は、基本的には潮見二〇一〇年と同じ考えに立ち、「債権保全を必要とする相当の事由が発生した場

合、銀行取引約定書（あるいは個別金銭消費貸借契約）の払い戻し充当の条項を根拠に契約の拘束力と正常な商慣行として認められる。」（三一頁）とする。

このように、学説の多数は、融資先の危機時期に金融機関が預金の払戻拒絶をすることを違法としないとするが、その理由付けは区々である。

四 検討

(1) 債務者Ⅱ預金者が期限の利益請求喪失事由に該当しても金融機関が期限の利益を喪失させる旨の通知をしない限り債務者は期限を有しており、金融機関は債務者Ⅱ預金者が要求払い預金の払戻を請求した場合、相殺適状にないので相殺することはできず、払戻に応じなければならない。仮に期限の利益を喪失させていたとしても相殺の意思表示をしない限り払戻を拒むことができない。払戻を拒んだ場合は少なくとも債務不履行となる（債務不履行が直ちに不法行為となるかは別途検討が必要な問題である）。このように解しても、金融機関は、債務者が期限の利益請求喪失事由に該当した場合、直ちに期限の利益を喪失させる旨及び相殺の意思表示をすると預金払戻に応ずる必要はなく、期限の利益請求喪失及び相殺の意思表示の方法は制限されておらず、口頭でも良く払戻に来たときに意思表示可能だから金融機関に何ら不利益は生じないと考えることができる（もつともインターネットバンキングが利用されるようになった今日、払戻請求があったときに相殺の意思表示をすることは不可能である。さらに、窓口で代表者自身が払い戻し手続に来ない場合に、窓口に来た者に期限の利益喪失の通知をし、相殺の意思表示をしてもそれで通知、意思表示の到達と言えるか、則ち、窓口で払戻に来た者に相殺の意思表示を受領する代理権があるか、あるいは、窓口に来た者に意思表示すること、意思表示が到達したといえるかという疑問は残る。）。

しかし、前述の通り、検討した判決がすべて、結果において預金払戻拒絶に関する預金者の損害賠償請求を否定している〔判例9〕は、損害賠償請求を認めているが、これは預金払戻拒絶の事実を連帯保証人に通知したことを信用毀損としたもので預金払戻拒絶自体による損害賠償を認めたものでない。実質的理由を考える必要がある。実質的理由としては、①預金を相殺されても預金払戻を拒絶されても当該預金を払戻して使用できないという結果に変わりがなく、預金者⇨債務者の不利益に差がないこと、②金融機関が直ちに期限の利益喪失・相殺をしないのは、支払猶予等貸金債権についての交渉の余地を残すためであり、直ちに相殺されるより債務者に不利でないことにあると考えられる。②の理由は、期限が到来した場合、期限の利益当然喪失の場合であっても、債務者による預金払戻請求に対し相殺をしないで預金の払戻を拒絶して債務の支払方法について協議するというのは必ずしも債務者に不利益をあたえるものでなく、期限到来、期限の利益当然喪失事由に該当する場合にも預金の払戻拒絶は許されることとなる。このように考えると、債務者に不利益が生じない預金払戻拒絶に対し、債務者⇨預金者から損害賠償請求訴訟が提起されるのかという疑問が生ずる。債務者⇨預金者から損害賠償請求訴訟が提起される理由としては、債務者⇨預金者あるいはその破産管財人が期限の利益請求喪失事由に該当する事実がないと考えたことあるいは、預金の払戻拒絶がなければ預金を払い戻して使用することで再建できたあるいは容易に再建できたと考えたことにあると思われる。そうすると、判例の事案では、金融機関が預金の払戻拒絶ではなく、相殺をしても同様の訴訟が提起された可能性がある。真の紛争は、当該事情において金融機関が貸金を回収することが適法であったか否かにあると思われる。

このように考えると、金融機関が債務者の期限の利益を喪失させることが適法とされる状況の下で、預金について相殺ではなく、預金払戻拒絶にとどめることは、金融機関の利益のみを考えて債務者⇨預金者に不利益をあたえるものではなく、実質的には違法性がないと言えることができる。

(2) そこで、3で紹介した学説の理論構成が成功しているかを検討することとする。

期限の利益請求喪失事由に該当する事実が生じ、銀行が期限の利益喪失通知を出したときは、銀行の債務者に対する融資金は、全て期限の利益が到来している。他方、普通預金、当座預金は要求払い預金であるから払戻し請求があったときに弁済期が到来し、相殺適状となる。従って、預金払戻請求があったときに相殺するとそれにより預金債務は消滅する。しかし、相殺の意思表示をしない限り債務は存在するから、預金の払戻を拒絶することは債務不履行となる。ただ、この預金について取り立てが行われる前に銀行が相殺の意思表示をすると預金債務は相殺適状の時に遡って消滅する。従って、払戻請求があったときから相殺の意思表示までの損害賠償請求も発生しなかったこととなり、債務不履行であると言うことが無意味となる。それでは不法行為と構成した場合はどうかであろうか。まず、全ての債務不履行を債権侵害の不法行為とすることができるのであるか。債務者が債務を期限に履行しないだけでは、当該債務は消滅せず、債権侵害の不法行為とはならないであろう。例えば、当該債務を履行しないなら債権者が倒産することを認識し、倒産させるために債務を履行しない場合は、不法行為が成立するであろうが、それは、債権侵害の不法行為ではなく債務不履行を手段とした「事業」侵害の不法行為と考えるべきであろう。ただ、債務不履行が債権侵害の不法行為となるとしても侵害の対象となった債権が相殺で不法行為の時点に遡って消滅したなら債権侵害の不法行為とはならないであろう。

次に、融資取引と預金取引を約款を介して一体として取り扱う考え方がある。銀行取引約定は各銀行によって異なるが、適用範囲として定められているのは、通常は顧客が銀行に債務を負う一切の取引であり、預金取引は銀行取引約定の対象とされていない。そこから当然に、顧客の債務について期限の利益喪失事由に該当する事実があるときに預金の払戻を拒絶できるとは明文で定められていない。おそらく関連すると思われる条項は、銀行による相殺、払い

戻し充当の定めである。相殺、払い戻しの充当については「期限の到来、期限の利益の喪失、買戻債務の発生、求償債務の発生その他の事由によって、顧客が銀行に対する債務を履行しなければならない場合には、銀行は、その債務と顧客の預金その他銀行に対する債権とを、その債権の期限の如何に関わらず、いつでも相殺することができるものとします。」②前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知及び所定の手続を省略し、顧客にかわり諸預け金の払い戻しを受け、債務の弁済に充当することもできます。」という趣旨の規定がおかれることが通常である。ただ、この規定は、顧客の債務について期限の利益が到来していることが前提となっている。従って、請求喪失事由に該当し、請求した場合には使えるが、請求喪失事由には該当しているが、まだ期限の利益を喪失させていないときには利用できない。さらに、一項は、相殺を定め、二項は、充当という方法で、相殺の意思表示を不要としているが、預金の払戻拒絶を認めた条項とはなっていない。また、銀行取引約定による融資取引と預金取引が一体となっていると簡単に言うことはできないであろう。確かに充当の規定から預金が債権保全の役割を持っていることを見て取れないこともないが、この規定は簡易決済の規定であり、簡易決済をしない場合に、債権保全の必要があれば預金の払戻拒絶まで認めるものとして読むことはできない。そうすると、銀行取引約定から説明することは困難であろう。銀行取引約定も約款である以上、債権保全の必要が生じたときに預金払戻の拒絶を可能とするなら明確に定めるべきである。

双務契約の不安の抗弁が適用される場合ではないが、貸付債権と預金債権との各履行関係について、事実として優先弁済機能、担保的機能が存在することに照らし、不安の抗弁が認められる場合と同じく、不安の抗弁の基礎となる信義則、公平の観点から、預金払戻拒絶措置について同様に考えられるという指摘があるが、「不安の抗弁」が双務契約に関するものであり、互いの債権債務が対価関係にあることから生ずるものであり、「同時履行の抗弁」の前倒しあるいは先取的なものであるところ、預金と融資は対価関係になく、預金の払戻拒絶は「相殺」の前倒しあるいは準備

的なものであり、直ちに「不安の抗弁」と同視することはできない。そうして、対価関係にない場合にまで「不安の抗弁」を認めると銀行取引でなくとも複数の取引関係がある場合に、ある契約の履行期待可能性がない場合、その契約の対価の支払をとめるのではなく、対価関係にない他の契約の履行をとめることまで認めざる得ないが、それで良いか問題となる。

(3) 以上のように見ると、預金拘束の適法性の根拠は、自己の債務について期限の利益喪失事由に該当する事実が生じあるいは約定の弁済期が到来しているにも関わらず、自己の金銭債務を弁済しないで、金融機関に金銭債務の履行を求めることは信義則に反するという点に求められることとなる。そうして、預金者が預金の支払を求めることが信義則に反するあるいは銀行が預金の払戻を拒むことが信義則上許されるための要件が確立できれば、信義則に根拠を置く「預金払戻拒絶の法理」として、「不安の抗弁」同様に独立した抗弁事由となる。

そこで、預金払戻拒絶が認められる要件であるが、預金者の貸金債務について弁済期にあることである。このような場合は、相殺をすることで良く、「預金払戻拒絶」を認める必要がないとの考えもあるが、相殺で一括弁済を強制されるより、交渉で分割弁済の余地が残される「預金払戻拒絶」の方が預金者に有利であり、かつ、「預金払戻拒絶」によっても第三者が害されることがなく、金融機関と預金者の話し合いによる経済的再建の促進の観点からも信義則上、預金払戻拒絶が認められる。預金者が保証人である場合も同様である。保証人である預金者にとり、金融機関が主債務者と協議し、主債務者から回収した方が、相殺で保証債務を履行したことからされ求償権を行使するより利益だからである。

次に、「弁済期」にはないが「期限の利益喪失事由」に該当する事実がある場合はどうか。銀行は、期限の利益喪失を口頭、FAX等で通知することで、弁済期を到来させることができるから、このような場合に「預金払戻

拒絶」を認める必要がないと言う考え方もある。

しかし、貸金の弁済猶予について交渉している間に、貸出店でない本支店で払戻請求がなされる場合、あるいはインターネットバンキングを利用した払戻請求をされると口頭であっても期限の利益喪失の意思表示をする時間的余裕はない。このような場合に事前に支払停止とし、払戻請求があっても払戻拒絶できるようにしておく必要がある。従って、「期限の利益喪失事由」に該当する事実があつたときは、預金拘束は適法といえる。

さらに、預金払戻拒絶の額が、貸付金総額を超えないことは言うまでもない。しかし、預金払戻拒絶の期間を限定する必要は原則としてない。例えば、預金の払戻を拒絶した後、金融機関から預金者である債務者に交渉を申し入れなくとも信義則に反するとは言えない。預金者⇨債務者からの相殺も可能であり、相殺されるか否か不確定であつても相殺したときより特に預金者⇨債務者の地位が不安定になることがないからである。

債務者に融資額を超える資産があるか否かも、「預金払戻拒絶」の抗弁の直接的要件とはならない。融資について弁済期限が到来しているなら、債権者として強制執行するか相殺するかは原則として自由であり、相殺の方が費用もかからず、第三者との競合もなく確実に回収できるため、相殺を優先することは、合理的であると言え、相殺と同様の預金払戻拒絶も同じである。債務者兼預金者としては、自ら相殺するか金融機関に他の資産を担保として提供することと預金の払戻を受ける交渉の余地があり、金融機関が相殺できるのに相殺ではなく預金の支払拒絶をするのはまさにこの交渉を目的とするからである（もつとも、融資先の再建に失敗した場合、預金解放と引換に取得した担保は倒産手続で否認される可能性が大きい）。融資額以上の価値のある抵当権等の担保物権がある場合も同様である。ただし、担保物権があるのに相殺することが権利濫用とされる場合があるならそれと同じ要件で預金の払戻拒絶も権利濫用となる。また、担保があることや債務者に資産があることは、期限の利益請求喪失事由の「その他債権を保全する必

要があるとき」の判断には大きな要素となる。

このように考えると融資先が期限の利益喪失事由の一以上に該当するときは、銀行取引約款に「預金の払戻拒絶」を明文で定めていなくても預金の払戻拒絶は可能であるが、このことを銀行取引約款に明記した方が良いと言える。一般的法理として「預金払戻拒絶の法理」が認められるのであれば、その適用要件を著しく拡大するもの、則ち、期限の利益喪失事由を著しく拡大したり、期限の利益喪失事由に該当しなくても預金の払戻を拒絶できるようにするものでない限り、約款に定めることが不当条項や優越的地位の濫用に当たらないと言える。

このように考えた場合に、最大の争点は期限の利益喪失事由のなかでも期限の利益請求喪失事由に該当するか、特に「その他債権保全を必要とする事由」に該当するかであり、今後どのような場合がこれに該当するかを出来る限り明確にしていく必要がある。

〔引用文献〕（引用は著者名と出版年で表示した。）

安東克正二〇一三年五月「債権管理回収局面における預金拘束考」金融法務事情一九六九号一九一三一頁

伊藤眞二〇〇八年五月「危機時期における預金拘束の適法性——近時の下級審裁判例を素材として——」金融法務事情一八三五号一〇一—二〇頁

浜中義彦二〇〇八年七月「銀行業務における期限の利益喪失と相殺実務——東京地判平一九・三・二九を素材として——」金融法務事情一八三九号八一—四頁

岩崎・戸田二〇一三年 アンダーソン・毛利・友常法律事務所金融判例研究会『精選金融判例解説 金融実務の観点から』日本加除出版二〇一三年

印藤弘二二〇一三年四月「融資先の信用不安時の口座凍結」金融法務事情一九六八号四—五頁

潮見佳男二〇一〇年六月「普通預金の拘束と不法行為——損害賠償責任の判断構造——」金融法務事情一八九九号二二—三二頁

桑田眞二〇一三年二月「債権保全を目的とする当座預金の拘束」金融法務事情一九六四号一〇〇―一〇一頁
本多知成二〇一〇年六月「預金の払戻拒絶措置の適否」金融法務事情一八九九号三二―四二頁二〇一〇年
渡辺隆生二〇〇九年一月「融資先の信用不安と預金支払の凍結」金融法務事情一八五六号六―七頁